

事務連絡
令和2年9月15日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を
利用する際の申請期限に関する周知要請について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省より、雇用調整助成金について、これまでの申請状況等を踏まえ、令和2年1月24日から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等について、申請期限を令和2年9月30日まで延長することとした旨、また、令和2年4月1日から6月30日までの休業についての休業支援金・給付金の申請期限も令和2年9月30日となっている旨の周知依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれましては、傘下会員事業者に対し周知いただきますようお願いいたします。

以上

